

兵庫県在地籍調査について

～国土調査のあり方に関する検討小委員会～

兵庫県 農政環境部

農林水産局長 石井龍太郎



本日の内容

- 1 進捗状況
- 2 事業推進
- 3 調査の迅速化
- 4 都市部の調査
- 5 山村部の調査
- 6 調査地域の重点化

電子レベル (デジタルレベル)
測量機の水準線を自動的に検出する。水準器に照準を合わせたバーコードを読み取り、水準器の水準線と照準までの距離を測定します。
電子レベル (デジタルレベル) (右側)

電子レベルの測程にまっすぐに立てて使用します。照準には、電子レベルで読み取るためのバーコードの照準がなされています。照準の部分は気泡の気泡で読み取りにくい状態が用いられています。

GPS測量機
GPSアンテナとGPS受信機でGPS衛星からの電波を受信し、計算処理することで位置を求めることができます。1回の測量だけでなく位置を求めることができます。その場合は精度が高いので、測量では測量の現場で使われています。

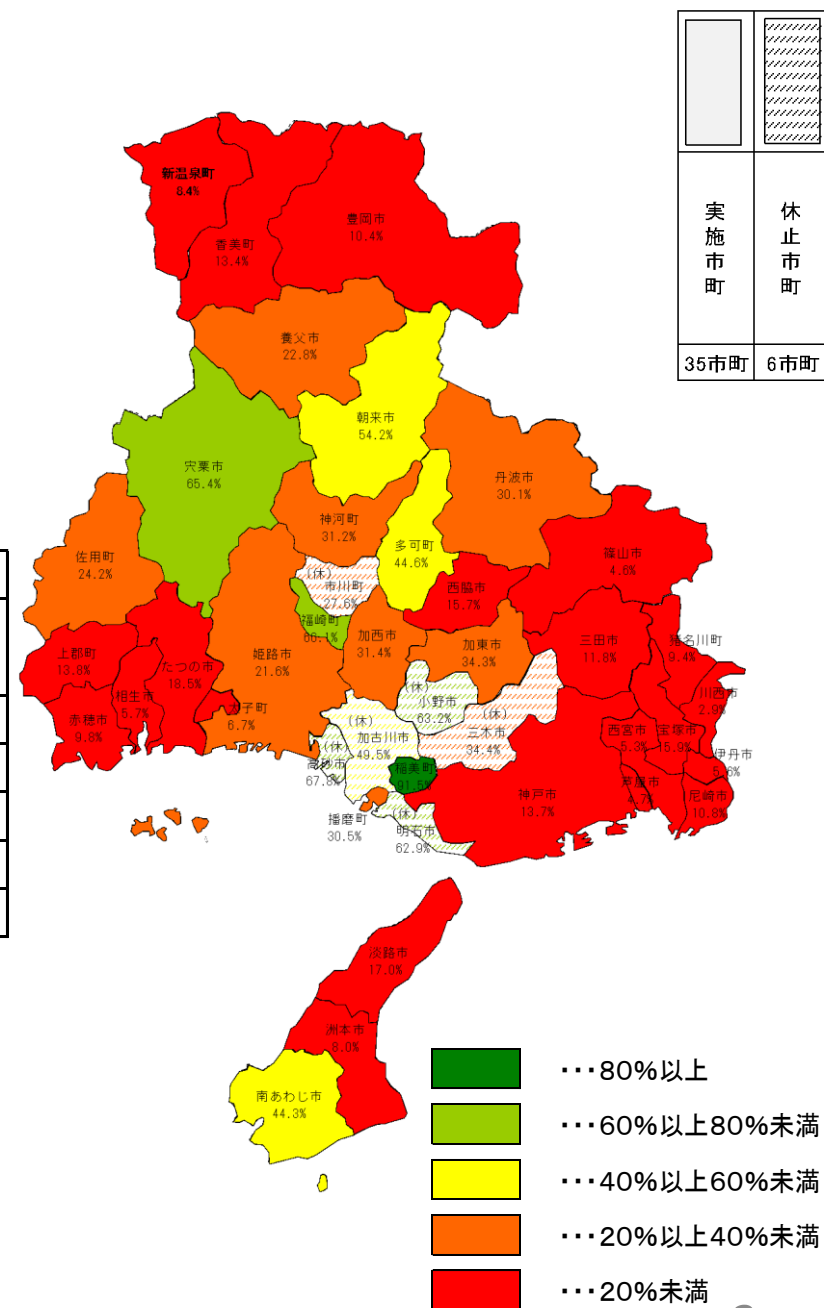
1 進捗状況

(1) 県内の進捗

① 県全体の進捗は26%(H29年度末)

宅地と山林が全国平均より大きく遅れている

地域別	区分	兵庫県(平成29年度末)			全国(平成29年度末)		
		対象面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	進捗率 (%)	対象面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	進捗率 (%)
D I D		559	133	24	12,255	3,011	25
DID以外の宅地		536	143	27	17,793	9,676	54
農用地		1,274	825	65	72,058	52,968	74
山林		5,566	947	17	184,094	82,943	45
合計		7,935	2,049	25.8	286,200	148,597	52



1 進捗状況

(1) 県内の進捗

②41市町の内、6市町で休止中

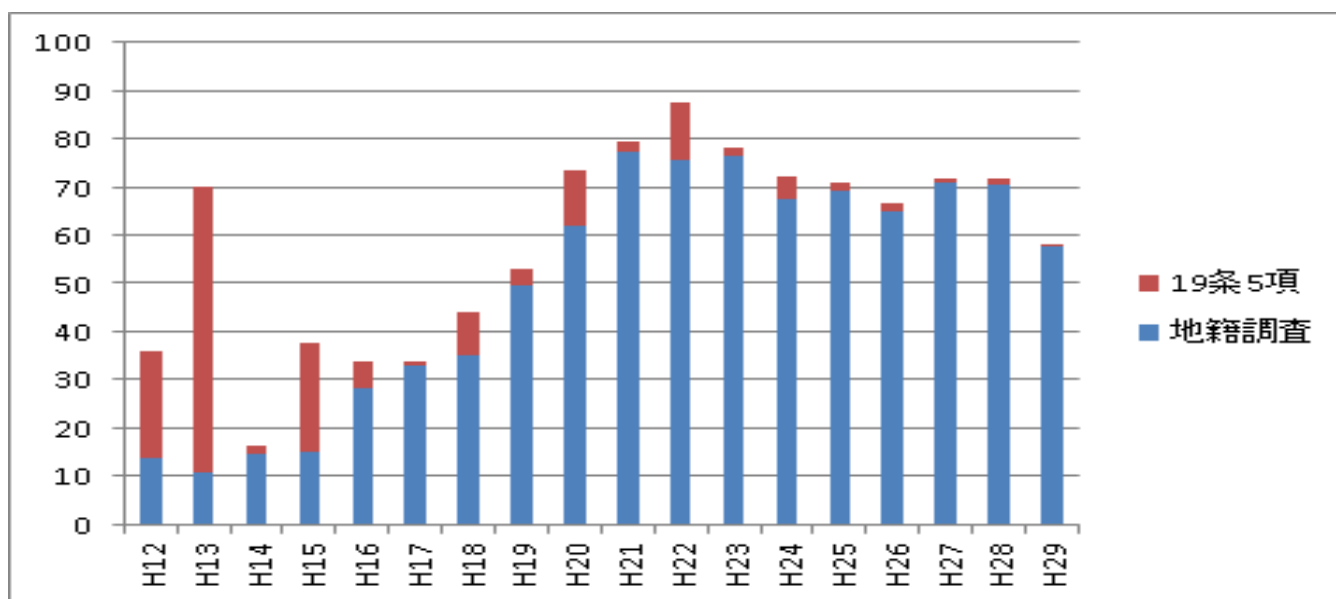
	進捗					休止年度	休止の理由
	合計	DID	宅地	農地	林地		
A市	50%	63%	51%	72%	0%	平成4年	組織体制・予算の確保が困難
B市	34%	34%	61%	66%	3%	平成22年	組織体制・予算の確保が困難
C町	28%	-	61%	66%	3%	平成23年	組織体制が困難、認証遅延対応
D市	63%	100%	100%	100%	4%	平成24年	山林部の調査を急いでない
E市	68%	93%	84%	25%	0%	平成27年	組織体制が困難、認証遅延対応
F市	63%	59%	71%	80%	71%	平成29年	組織体制・予算の確保が困難

1 進捗状況

(2) 近年の状況

事業量は増加傾向にあり、平成30年度事業量、事業費は全国2位。特に、H16～H20にかけて事業量が大幅増

第5次十箇年計画以降の年度実績(単位:km²)



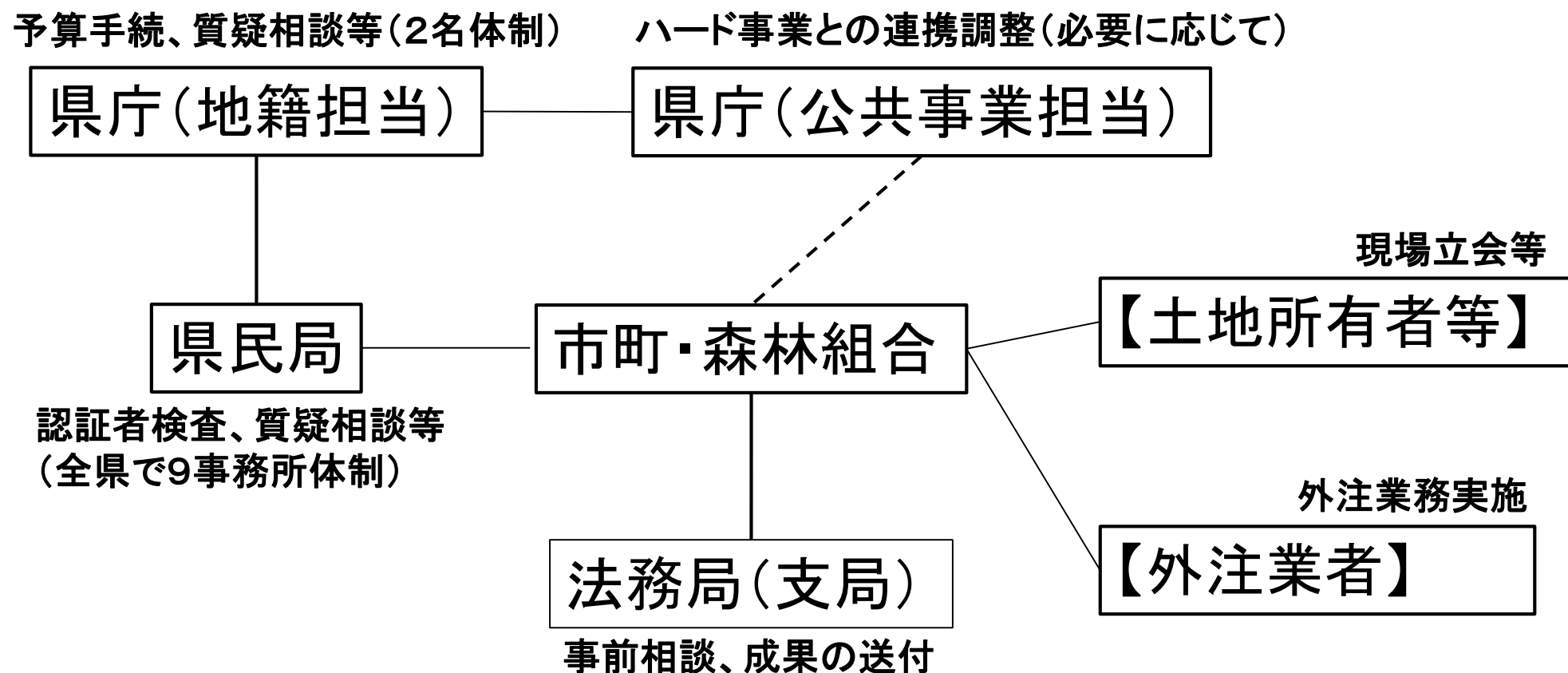
「林地」の占める割合が81%⇒山林部は進みつつある

第6次十箇年計画以降の地帯区分別年度実績(単位:km²)

	調査対象		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H22～H29合計	
	面積	比率	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	比率
DID	559	7%	3.3	2.0	3.9	1.5	1.8	0.9	0.8	0.8	15.0	3%
宅地	536	7%	3.6	3.6	2.9	4.8	3.1	2.7	2.0	2.1	24.8	4%
農地	1,274	16%	16.5	6.1	9.0	8.2	8.6	6.5	7.6	5.6	68.1	12%
林地	5,566	70%	64.0	66.3	56.4	56.5	53.0	61.7	61.5	49.2	468.6	81%
全体	7,935	100%	87.4	78.0	72.2	71.0	66.5	71.8	71.9	57.7	576.5	100%

2 事業推進

(1) 実施体制



2 事業推進

(2) 事業推進の取組

- ① 県庁関係部局による「地籍調査推進会議」の設置
- ② 県単独の「先行地籍調査事業」を創設
- ③ 「県営地籍調査事業」を積極的に実施



平成16年度以降、実施市町数、事業量とも飛躍的に増加

実施(市町)率: 32%[平成15年]→85%[平成20年]

事業量: 15.1km²/年[平成15年]→61.9km²/年[平成20年]

2 事業推進

(3) その他

- ① 休止市町に対して、調査再開を働きかけ
- ② 「兵庫県国土調査推進協議会」で、休止中を含む全市町を対象に研修会等を実施
- ③ 法務局・財務局との情報共有
- ④ 県・市町の開発窓口や土地家屋調査士会、測量設計業協会等との連携による「民間開発にかかる19条5項申請」の促進



事業推進体制を維持・強化

3 調査の迅速化

(1) 現状と課題

平成29年度、兵庫県の調査では、58,535筆の内、筆界未定が545筆、うち不調、不立会によるものは493筆(0.8%)

(2) 推進に向けて

- ①筆界を確認する資料が整っている場合は、内容証明等により筆界案を送付し確認できるよう、法制度を整備
- ②筆界特定制度を、地籍調査実施主体が申請し、その結果をもって筆界確定できるよう、法制度を整備

4 都市部の調査

(1) 本県の現状と課題

【DID区域の進捗】

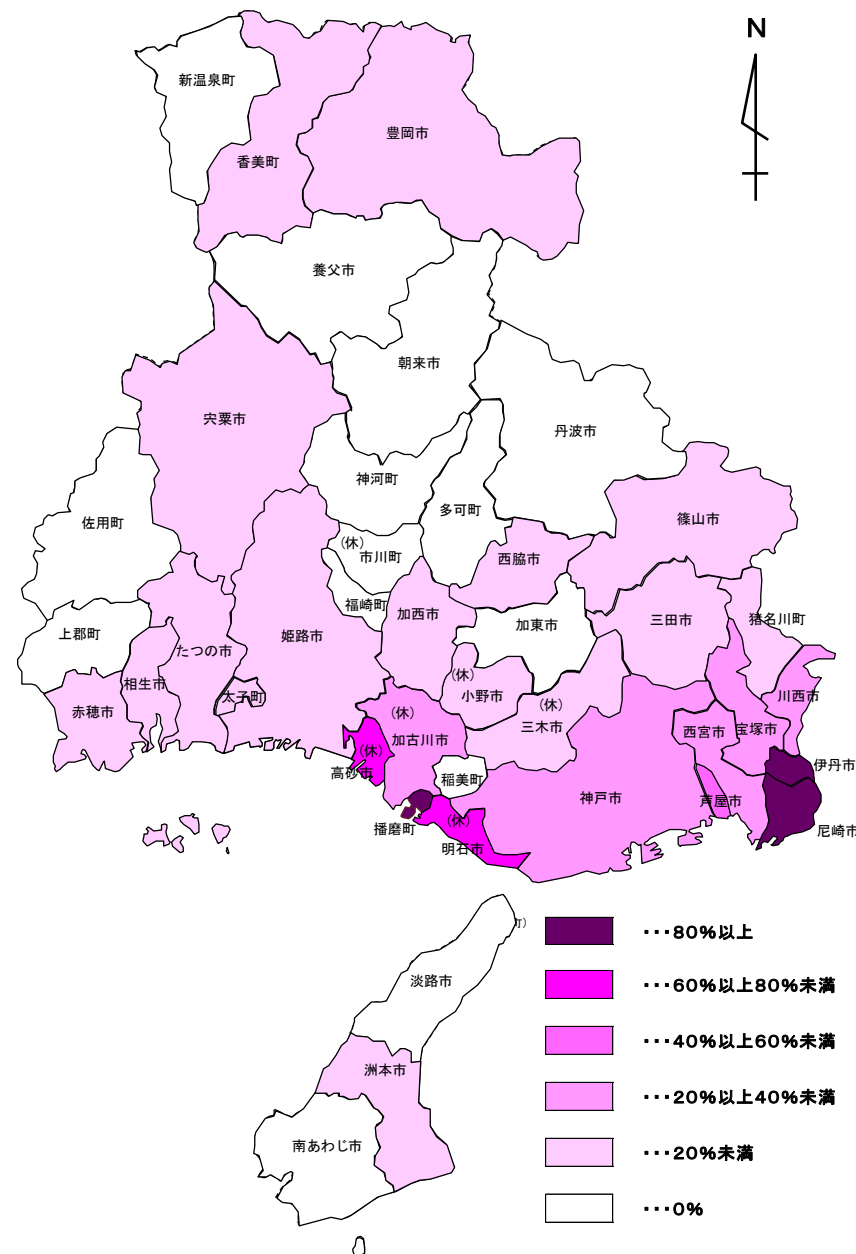
24%(H29末)

残面積:426km²

直近8カ年の実績:1.9km²/年

完了までは、
残り224年(=426/1.9)かかる！

D I D区域の分布状況



※図中のDID区域は第6次十箇年計画策定時のもの

4 都市部の調査

(1) 本県の現状と課題

【都市部の地籍調査の課題】

(市町アンケートより)

1. 土地所有者等の権利意識が高い(29市町)
2. 地積測量図や道路台帳附図等の既存の地理空間情報が活用しきれていない(8市町)
3. 実施しやすい地域での調査を優先している(10市町)
4. その他(6市町)「組織体制が整っていないこと」、「地図混乱地域の存在」など

4 都市部の調査

(2) 推進に向けて

① 官民境界の先行的な整備

都市部の一筆調査は手間と時間がかかるため、官民境界から先行的に進めるのは効果的

一方、基本調査で設置される基準点について、後続の一筆地調査の計画も加味した上で設置してほしいとの要望

② 民間測量成果の活用

「地籍整備推進調査費補助金」を活用できる民間開発業者等が特定できないため、啓発が困難。そのため、プラットフォームの構築や19条5項指定の義務化が必要

5 山村部の調査

(1) 本県の現状と課題

【林地の進捗】

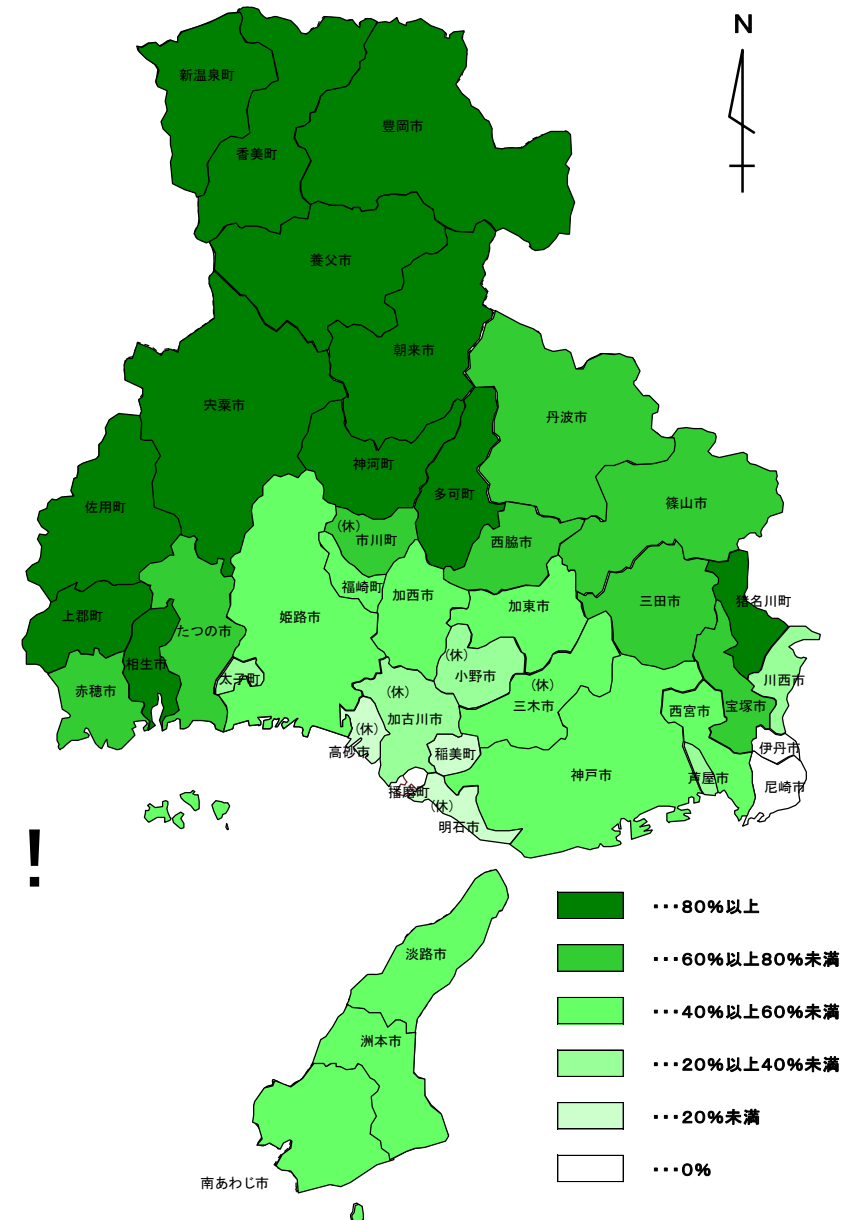
17% (H29末)

残面積: 4,619km²

直近8カ年の実績: 58.6km²/年

完了までは、
残り79年 (= 4,619 / 58.6) かかる！

林地区域の分布状況



※図中の林地区域は第6次十箇年計画策定時のもの

5 山村部の調査

(1) 本県の現状と課題

【山村部の地籍調査の課題】

(市町アンケートより)

1. 地形が急峻で立会いや測量作業が困難(16市町)
2. 土地所有者等の高齢化や不在村化の進行により、土地所有者等の特定が難しく、境界に関する認識を基にした調査に支障
(23市町)
3. その他(9市町)「平地の調査に比べ優先度が低い」など

5 山村部の調査

(2) 推進に向けて

① 現地作業を省略化した調査手法の導入

筆界案を机上で確認する手法は効果的だが、「具体的な手順がわからない」、「地元へどのように説明したらよいか」等の声
⇒導入に向けては、市町や業者への理解醸成が不可欠

② 森林施策との連携

山林部の調査において、森林組合との連携は効果的。
一方、森林組合等が実施している境界明確化活動の成果は、「土地ではなく立木の所有者ベースの調査」であるため、地籍調査においては参考資料程度

6 調査地域の重点化

(1) 本県の現状と課題

【交付金の積極活用】

- ① 交付金予算により災害想定地域等の優先実施
(国全体予算が「交付金4:負担金6」に対し、兵庫県は「交付金7:負担金3」)
- ② ただし、道路整備等の公共事業に先行する形での活用は僅か
- ③ 国交省以外の公共事業や各種指定区域は交付金の対象外のため、負担金で要望

地すべり防止区域(法)

	箇所	面積(ha)
国交省	98	1,881
林野庁	33	880
農村振興局	77	2,650

6 調査地域の重点化

(1) 本県の現状と課題

【負担金の配分】

- ① 県としては、国の示す重点方針に沿うよう配分に努力
- ② しかし、交付金の積極的な活用に加え、「優先実施すべき地域」の調査がほぼ完了した市町では、その他地域での調査も重要

	社会資本 整備	防災 対策	都市 開発	森林 施業	重点施策 以外
H28年度(全国)	6.8%	52.0%	17.7%	5.4%	18.2%
H30年度(兵庫県)	1.7%	33.4%	11.9%	24.6%	28.4%
H31年度(兵庫県)	3.2%	40.7%	14.1%	16.3%	25.7%

- ③ 来年度からスタートする森林環境譲与税のような、産業ベース以外の間伐についても重点施策に位置づけられることが必要

6 調査地域の重点化

(2) 推進に向けて

① 交付金のさらなる活用

地籍調査での交付金の対象を社会資本整備総合交付金以外の公共事業や他省庁所管のものまで拡大

② 負担金の確保

積極的に取り組んでいる市町の進度を減速させないように柔軟な対応が必要

⇒ 交付金で対応できない地域には、一定額の負担金が必要